

〔事案 29-19〕 契約無効請求

・平成 30 年 2 月 5 日 和解成立

＜事案の概要＞

銀行より安全で、積立より利率が良い商品であると誤解して契約を締結したこと等を理由に、契約の取消しおよび既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

＜申立人の主張＞

平成 27 年 9 月に契約した外貨建個人年金保険について、以下の理由により、契約を取り消し、既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 銀行より安全で、積立より利息が良い商品がないか募集人に相談したところ、本契約を紹介された。
- (2) 募集人は、本契約について、1 豪ドル 50 円にならないと損しないなどと発言しており、解約控除も契約時にしっかりと説明されなかった。クーリング・オフの説明も受けていない。
- (3) 設計書、ご契約のしおり・約款、申込書の控え、契約締結前交付書面等をもらっていない。

＜保険会社の主張＞

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集時にパンフレット、契約締結前交付書面、ご契約のしおり等を用いて商品内容、重要事項について説明して
- (2) いる。申込書や、意向確認書兼適合性確認書、外貨建個人年金保険のリスク等に関する確認書には申立人の署名捺印がなされている。なお、募集時に設計書は使用していない。
- (2) 解約控除があることや、為替変動のリスクがあること、クーリング・オフ制度についても説明をしている。
- (3) 募集人は、絶対に損はしないなどの発言はしていない。
- (4) 申込手続き時に、申立人に契約締結前交付書面、ご契約のしおり、申込書の控え等を一旦渡したが、申立人に後の予定が控えていたため、募集人が当該書面を預かった。その後書面を渡す意向を伝えても、申立人が応じなかったため、交付できなかった。

＜裁定の概要＞

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人が主張するような誤信をして契約したとは認められないものの、以下のとおり、募集人の募集行為が不適切であるため、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 募集人は、申立人に対し、設計書を使わずに本契約の内容を説明したことを認めており、提案内容からしても、契約成立から 10 年間解約控除が発生し、不時の必要に備えて貯蓄をしたいという申立人のニーズを十分に反映した契約とは言えない。
- (2) 募集人は、1 豪ドルが 50 円より円高になると損をする旨の説明をしたことを認めているが、これは誤った説明であるか、少なくとも申立人に誤解を生じさせる可能性の高い説明

である。

- (3) 募集人は、申込時に申立人に対して、ご契約のしおり・約款、申込書の控え等を交付していないことを認めているところ、申立人が契約を再考するにあたって必要な資料を交付したとは言えず、本件においてクーリング・オフをするための前提が十分に備わっていたか疑問が残る。
- (4) 募集人は、社内用の募集経緯書において、保険会社に対し面接日時や所要時間等について事実と全く異なる報告をしている。これは募集行為に対する保険会社の監督を潜脱するものであり、このような行為が許されれば不適切な募集を防止することが困難となるから、極めて不適切な行為と言える。